

第 4 5 号議案

足立区知的障害者援護施設条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区知的障害者援護施設条例等の一部を改正する条例
(足立区知的障害者援護施設条例の一部改正)

第 1 条 足立区知的障害者援護施設条例(平成 1 4 年足立区条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

利用者(第 7 条第 3 号に規定する者を除く。)は、次に掲げる額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。

(1) 法第 1 5 条の 1 1 第 2 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額

(2) 前号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額
第 9 条に次の 1 項を加える。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(足立区障害福祉センター条例の一部改正)

第 2 条 足立区障害福祉センター条例(平成 1 4 年足立区条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「第 4 条の 2 第 9 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

第 4 条第 2 号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。）附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービス（以下「障害者デイサービス」という。）に関すること。

第6条第1項第1号アを次のように改める。

ア 障害者デイサービスの支給決定障害者

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 第4条第2号に規定する事業 自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

第8条第1項第3号中「の規定により身体障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない」を「に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額の」に改め、同条第3項中「日常生活に要する費用等で」を「食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用で、」に改め、同条に次の1項を加える。

4 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する利用料又は前項の規定により徴収する額を減額し、又は免除することができる。

(足立区身体障害者更生援護施設条例の一部改正)

第3条 足立区身体障害者更生援護施設条例（平成14年足立区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。）附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービス（以下「障害者デイサービス」という。）に関すること。

第7条第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 障害者デイサービスの支給決定障害者

イ 法第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の3第1項の規定による措置を受けた者

第7条第2項を削る。

第9条を次のように改める。

（利用料金）

第9条 更生援護施設の利用者（第7条第1号ウ及び第2号イに規定する者を除く。）は、次に掲げる額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。

（1） 第5条第1号に規定する事業 法第17条の10第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において区長が定める基準により算定した額

（2） 第5条第2号に規定する事業 自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

（3） 前2号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（足立区知的障害者大谷田グループホーム条例の一部改正）

第4条 足立区知的障害者大谷田グループホーム条例（平成16年足立区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（施設の種類）

第3条 グループホームは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第16項に規定する共同生活援助を行うための施設とする。

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 法第29条第1項に規定する訓練等給付費又は法第30条第1項に規定する特例訓練等給付費の支給決定を受けた者

第6条第2号中「法」を「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」に改める。

第9条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 前号に定めるもののほか、食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用で、利用者に負担させることが適当であるもののうち、区長の承認を得て指定管理者が定める額

第9条に次の1項を加える。

4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法の制定に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。